

あなたの笑顔が輝く

東近江市をめざして！

一人ひとりが輝く東近江市をめざし、市と市民、事業者のみなさんが一体となって男女共同参画を推進するため「東近江市男女共同参画推進条例」を制定し、本年4月1日に施行しました。



本市では、これまで男女共同参画社会の実現をめざし、「東近江市男女共同参画推進計画」（平成19年度～平成28年度）に基づきさまざまな施策に取り組んできました。

今回、その計画をさらに実効性のあるものにするため「東近江市男女共同参画推進条例」を制定しました。

条例制定を機会に、男女共同参画社会について家族や地域、職場で話し合ってみましょう。

関人権・男女共同参画課

☎ 0748-2415620

ℙ 050-5801-5620

4つの基本理念

条例の概要

地域や職場、市などへの意思決定の場に、誰もが参画できるようにしましょう。また、個人の力が発揮される働きやすい職場づくりをしましょう。

意思決定の場に 男女がともに参画

個人としての尊厳が重んじられ、性にに基づく差別的な取り扱いを受けることなく、個性や能力を発揮する機会を確保していきましょう。

互いに尊重する

家庭生活と仕事の両立

家族の互いの協力と社会の支援により、対等に子育てや介護などを行う家庭生活と、仕事や地域などでの活動が両立できるようにしましょう。

社会の制度や慣行を考える

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、さまざまな活動ができるよう社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

男女共同参画を推進するために4つの考え方を基本理念として決めました。

また、男女共同参画社会を実現するためには、市だけでなく、市民、事業者のみなさんが協働して取り組むことが必要なことから、それぞれの責務を定めました。